

第4回定例会 代表格質問【2019.11.29】

1. 知事の政治姿勢について

Q1. 令和2年度重点政策について

就任後に掲げた「北海道・新時代の創造」を柱に、新年度は道のような重点政策を展開していくのか伺う。

A1. 課題の克服に取り組むフロントランナーとなるため、地域や団体など幅広い方々からの意見を聴きながら、官民連携の可能性の検討や各部横断的な政策のパッケージ化といった私の考えが全庁的なせいけい政策形成に反映されるよう、各部局と議論を行い、実効ある政策づくりを加速してまいります。

Q2. 憲法議論についての認識について

安倍首相は改憲議論を国会に促していく姿勢を繰り返し示している。首相には、憲法を尊重し擁護する義務があり、憲法に縛られるべき立場の人が自ら改憲を進めようとするのは立憲主義の否定であると思うが、知事は国の憲法改正の動きをどのように受け止めているのか伺う。

A2. 憲法改正には様々な意見があり、国会での十分な議論や幅広い国民的な議論が重要であると考えている。

2. 行財政運営について

Q1. 北海道人口ビジョン及び第2期北海道創生総合戦略について

前期の人口ビジョンと比較すると、国が示した2040年の北海道の総人口は、前回の419万人から428万人に改善されている。社会減が大きく縮小しているが、自然減は大きく増加しており、核家族化の進行や札幌市への一極集中が進んでいる現状である。このような数値への評価を伺う。

また、第2期戦略案でのこうした負の課題への取組を伺う。

A1. 本道は、合計特殊出生率が全国を下回って推移し、出生数が死亡数を下回る自然減とともに、東京圏を中心に転出超過が続いており、人口減少を巡る環境は依然として厳しい状況にある。札幌市への過度な人口集中の緩和は重要な課題であり、地域特性に応じた雇用の場づくりや住民の方々将来も住み続けたいと思える持続可能な地域づくりが必要と考える。

第2期総合戦略素案は、自然減、社会減対策の両面からの対策を粘り強く進めるとともに、食や観光を中核とした仕事づくりなど、5つの重点戦略プロジェクトを展開していく。また、札幌市との連携強化を図るなど、市町村や民間との連携・協働をより強化し、北海道の創生に全力で取り組んでまいります。

Q2. Society (ソサエティ)5.0について

(Q1) 道としての取組について

政府、内閣府が進めるインターネットなど仮想のサイバー空間と、私たちが暮らす現実のフィジカル空間を高度に融合させ、先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会を目指す『Society5.0』は、人々の生活を大きく変え、超スマート社会を実現するとされている。この取組をどのように具体化していくのか伺う。

(A1) (総合政策部長) ICT技術を活用した北海道の未来社会の姿を示す「北海道 Society (ソサエティ) 5.0 構想」の検討に着手したところ。今年度末を目途に構想を取りまとめ、広くその内容を発信するとともに、構想の実現に向け、民間のノウハウを活かす「ほっかいどう応援団会議」の枠組みを活用しながら、積極的に取り組んでまいります。

(Q2) スマート道庁について

道はスマート道庁を旗印に、業務改革、組織風土改革、働き方改革の3つの改革を目標に進めることとしているが、推進する上でIoTや人口知能、ビッグデータ等の新たな技術の活用は欠かすことができない。

ソサエティ5.0の動きを踏まえた具体的な改革と、その取組を、今後、行財政運営方針にもしっかり盛り込み進めるべきと考えるが所見を伺う。

(A2) (総務部長兼北方領土対策本部長) スマート道庁の推進にはICTも活用した業務改革を進めることが必要であり、業務プロセスの見直しやAI・RPAの導入やテレワークの試行などに取り組んでいる。

今後は、新しいICT技術を積極的に活用しながら、業務効率化の取組を進め、時間や空間に制約されない働き方改革により、道民の利便性向上と道の組織活力向上を目指し、スマート道庁の取組を含め、運営方針の進捗状況や成果などを点検・評価し、行財政運営のあり方を検討してまいる。

(Q3) 人材育成について

道政運営の基本は「人」である。職員減、中途退職者、採用辞退者が相次ぐ中、どう人事育成に取り組むのか伺う。

(A3) 限られた人員の中では、職員の資質・能力の向上や社会ニーズへの適応力を高めることが重要であると考え。職員個々の能力や適性に応じた研修機会を付与し、その時々々の行政需要に対応した政策提案型カリキュラムの充実や民間企業と連携した研修メニューづくりに取り組んでいる。

今後とも、職員一人ひとりが意欲を持って、能力を生かしながら、前向きに問題解決に取り組めるよう、人材育成に努めてまいる。

Q3. クラウドファンディングについて

北方領土返還要求運動の啓発事業に充てる寄付を募集したが、目標額の400万円に対し、15,000円しか集まらず、募集を終了したと承知している。寄付を募集した理由と、募集をPRした「ほっかいどう応援団会議」への政策の所見を伺う。

A3. 北方領土返還要求運動の後継者育成に向け、道内の中高生を対象に北方領土に関する体験学習や問題への関心を高めるための取組と、領土問題の啓発への新しい手法としてクラウドファンディングを活用。今後は効果的な活用方法について研究してまいる。

「ほっかいどう応援団会議」は北海道を応援する企業や個人の方々のネットワークとして立ち上げた。引き続き、資金面、包括連携協定、協働事業の実施など様々な手法を通じて、本道の活性化につながるよう取り組んでまいる。

3. JR北海道路線維持問題について

Q1. 国に対する提言と要望について

この課題は当面する道政上の最重要課題である。道は、今日まで、沿線自治体と協議を重ね、年度内にはオール北海道で要望活動を行うとしているが、我党派も国に対し引き続き経営支援の中心的役割を担うよう求めてきた。

国に対する提言と要望について道の基本的考えと、オール北海道での具体的な要望活動の工程を伺う。

A1. 「基本的な考え方」については、持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、JRの経営自立に向けて中心的な役割を担う国の支援とともに、地域としても可能な限りの協力・支援が重要であると考え。

国への提言に向けては、国や道議会の皆様をはじめ、市町村や地域関係者の方々とさらに丁寧な意見交換を重ね、道外に向けた地域の取組状況の発信や四国各県との一層の連携を図るなど、オール北海道で取り組んでまいる。

Q2. 議論の進捗について

道は13線区中8線区については鉄道存続に取り組んでいくと承知しているが、残る5線区のうち、留萌線と根室線についての進め方を伺う。

A2. 留萌線については、現在、沿線市町の実務者間で地域交通に関する課題整理などを行っており、根室線の富良野・新得間については、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートや観光列車など新たな観光ルートの可能性の観点を考慮した検討を進めている。また、沿線自治体の皆様の切実な声を受け止めながら、地域交通の確保に向けた議論も進め、実情に応じた地域交通が確保されるよう積極的に取り組んでまいる。

Q 3. J R 函館線について

J R 函館線の函館・小樽間の並行在来線対策協議会での議論や検討が進んでいない。道の沿線自治体の意向の受け止め方と今後の対応を伺う。

A 3. (総合政策部長兼交通企画監) 本年7月に後志地域、8月に渡島地域で並行在来線対策協議会ブロック会議を開催し、具体的な議論を加速させることで、沿線自治体の首長と合意をした。その後、実務担当者による幹事会を5回開催し、意見交換や情報の提供、課題の洗い出しなど検討を行ってきた。

今後も沿線自治体の意向を踏まえ、早期に方向性が決定できるよう、積極的に協議を進めてまいる。

4. 災害対策について

Q 1. 北海道強靱化計画について

(Q1) 北海道強靱化計画の改定について

今年発生した台風19号、21号などの大規模自然災害は、毎年発生するという危険意識を持つ必要がある。北海道強靱化計画の改定に当たり、この5年間の検証結果、胆振東部地震や全域停電など5年間の中で発生した災害から得られた教訓と知見、今後の取組を伺う。

(A1) (知事) これまで住宅・建築物等の耐震化など、強靱化に向けた123の施策プログラムを展開しており、各施策は、目標に向け概ね順調に進捗している。昨年は胆振東部地震や台風19号など、自然災害が頻発・激甚化しており、検討中の計画改定では、取組の点検結果や国の強靱化基本計画の見直しや災害等から得られた知見を適切に反映することが重要であると考えている。

ソフト・ハードが一体化となった治水対策や電力基盤の強化、避難所の生活環境の改善など検討を進め、本道の強靱化施策の一層の充実・強化を図ってまいる。

(Q2) 市町村地域計画について

現在、国土強靱化地域計画の策定済み市町村は17市町村に留まっている。今後の市町村地域計画策定に向けての取組と強靱化計画の改定作業への組立を伺う。

(A2) (総合政策部長) 市町村では、取組の重要性は認識しつつも、法令上、義務化されていないことや、策定に係るノウハウ不足などもあり、より一層の促進が必要であると考えており、計画策定のマニュアルの作成や各振興局での説明会の開催など、全市町村で積極的な支援に努めている。

また、検討中の道の強靱化計画の改定については、議会での議論、有識者会議での検討、市町村や国への意見照会、さらには、パブリックコメントや地域説明会を通じて意見提言を伺いながら、今年度内に改定案を取りまとめている。

Q 2. 河川整備計画に基づく水害対策について

河川整備計画は、本州で立て続き発生した大規模災害の規模に対応できるのか、所見を伺う。

A 2. (建設部長) 平成9年に改正された河川法に基づき、河川整備計画の策定を進めてきた。しかし、気候変動の影響等により、今後、降水量が増加し、水害激甚化の懸念があることから、国では、有識者会議から「実績の降雨を活用した手法」から「将来予測される降雨を活用する手法」への転換の提言を受け、治水計画の在り方について検討を進めるところ。

今後、国の動向を注視しながら、現行の河川整備計画に基づく整備を着実に進めるなど、水害に強い北海道づくりに取り組んでまいる。

Q 3. 情報伝達と避難のあり方について

今年の台風19号災害では、情報伝達のあり方が課題として浮き彫りになった。茨城県的那珂川での「氾濫発生情報」の不出、長野市の大雨特別警報解除後の堤防の決壊などの事例を踏まえ、災害の情報伝達についての対応を伺う。

今回の浸水被害や土砂災害で自治体からの避難命令に従い避難途中で被害に遭われた方や、避難所から再避難する事態も生じた。こうした事例を受け、ハザードマップの見直しや避難の在り方への対応も向う。

A 3. 国の検証結果も参考にしながら、気象台や報道などと、迅速かつ確かな情報の発信や伝達に向けた連携強化を図るとともに年内にも道内市町村の防災対策に関する総点検を行い、今年度中に市町村長と直接面談する「地域防災ミーティング」を実施し、住民への適切な情報伝達、新たな水防法に基づくハザードマップの作成や周知、関係機関における河川タイムラインの共有を促すなど、水害への対応力を一層充実してまいる。

Q 4. インクルーシブ防災について

東日本大震災では障がい者の死亡率は住民全体の2.5倍。西日本豪雨では、岡山県倉敷市真備町の死亡者の8割が災害時に助けが必要と事前に行政に届け出た高齢者であり、「災害弱者」は決して少数ではない。災害弱者が避難時に必要な福祉避難所の実態を含め、インクルーシブ防災についての考えを向う。

A 4. 災害発生時には、高齢者や障がいのある方、外国人などへの配慮が必要であり、地域防災計画や避難所マニュアルでは、実態の把握、迅速な避難誘導に向けた仕組みの整備などの対策を盛り込んでいる。また、要配慮者が、災害時においても適切なケアや支援が受けられるよう、市町村において、要支援者名簿の作成及び福祉避難所の確保がなされたところ。今後も避難所の環境整備がなされるよう市町村を支援するなど、要配慮者を含むすべての方々に良好な生活環境が確保されるよう努めてまいる。

5. 医療・福祉政策について

Q 1. 地域医療構想について

厚生労働省は、道内54の公立・公的病院の再編・統合の検討が必要と公表した。病院名の公表により、住民・患者の不安と各病院の存続への問い合わせが後を絶たないと聞いている。

地域医療構想を達成するための選択肢として、地域医療連携推進法人制度を想定しているが、各圏域においての対応と実現に向けての取組を向う。

A 1. 21すべての圏域で説明会を開催し、患者の受療動向などの各種データや補助制度、地域医療連携推進法人制度の概要や道外の先行事例などの情報の提供など、地域における議論の活性化を図ってきたところ。

国の再編・統合が必要な医療機関等の公表後は、速やかに市町村や各医療機関に対し、分析は絶対的ではないこと、これまでの取組方針を変更するものではないことを通知した。引き続き、地域の実情を踏まえながら、急性期機能の集約化などを含め、圏域全体で必要な医療を確保する視点に立ち、議論を重ね、取り組んでまいる。

Q 2. 子どもの自殺について

2014年度の文部科学省の「子どもの自殺等の実態分析」で、原因を学校的背景、家庭的事情、個人的背景の3つに分けているが、さらには子どもの貧困もあげられている。現在、7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれている。子どもの自殺、貧困対策を実効あるものとするための取組への所見を向う。

A 2. 自殺者数は減少傾向にあるもの、20歳未満の若年層の数は横ばいで、深刻な状況である。道では、第3期北海道自殺対策行動計画において、子ども・若者への対策の推進を重点施策に位置付けている。

子どもが抱えている学校問題や家庭環境などの様々な自殺のリスク要因に対し、いじめを苦しめた子どもの自殺予防や居場所づくり、保護者への経済的支援などに取り組むとともに、貧困対策を含む実効性のある対策を進めてまいる。

Q 3. 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画について

依存症対策は、通院機関が長期化する傾向、生産性の低下や失業などの経済的損失、対策コストがギャンブルの経済効果を上回るなど、容易ではない。

国の直近1年間の調査では「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は全成人の0.8%と推計しているが、生涯で依存症が疑われる状態にある人の推計値は3.6%と、他国と比較しても高い数値を示してい

る。依存症対策推進計画を策定するに当たり、どう現状を把握し実効性のある計画にするのか伺う。

A 3. 実態調査を実施し、医療機関や相談機関での対応状況等を把握し、当事者からの意見もいただいたところ。これらを基に「予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備」などを重点目標とし、依存症に関する知識の普及の徹底による発症予防、進行予防、再発予防など、体系的な対策に取り組む。

今後も、道議会での議論、パブリックコメントなどを踏まえ、実効性のある推進計画となるよう検討を進める。

Q 4. 看護職員不足問題について

道は、看護職員が2025年には2018年の10%に当たる7,551人が不足すると推計したが、こうした状況を踏まえ、今後の看護職員の確保に向けての取組を伺う。

また、2015年に施行された法律「看護師等免許保持者の届出制度」の現在の状況を伺う。

A 4. 今月、看護職員需給推計を策定したところ、2025年には、常勤換算で約7,500人の確保が必要となるほか、在宅分野の需要の増加や地域偏在への対応が必要と認識している。離職時の届出制度については、北海道ナースセンターに相談員を配置し、再就業に向けた支援を継続的に実施。結果、再就業した看護職員は、年々増加し、昨年度までに延べ1,529人となった。

今後は、養成確保や就業定着などの確保対策に加え、届出制度のさらなる活用による再就業促進や訪問看護人材の育成・確保、地域偏在の解消に向けた具体的な取組を進めてまいる。

6. 1次産業の振興について

Q 1. 日米貿易協定について

(Q1) 合意に対する評価について

安倍首相は、「両国に利益をもたらすウィンウィン」の合意としているが、本道農業、関連産業などへの負の影響は数百億円規模と見込まれており、自動車関連産業にとっても期待外れの合意内容である。これは「ウィンウィン」と捉える内容ではないと考えるが、知事の評価を伺う。

(A1) この度の合意において、関税の削減により、牛肉、牛乳乳製品などの農畜産物の生産額の減少が見込まれ、本道農業や地域への影響が懸念される一方、ながいもや日本酒などは輸出拡大の追い風となることが期待される。また、自動車や自動車部品については、「更なる交渉による関税撤廃」とすることが明らかにされた。

安定的な経営の確保、輸出の拡大等、積極的に対策を進めながら、国に対し万全な対策を求め、国の施策を効果的に活用しながら、生産基盤の整備や輸出の拡大など、力強い農林水産業づくりや、経済の活性化に取組を展開してまいる。

(Q2) 農業分野への影響について

過日、第1次産業に係る影響内容や額が発表されたが、農業分野における農業生産総額に対する影響は少ない。知事は「いかなる環境下においても、本道農業の再生産が確保され、持続的な発展が重要である。」と発言しているがその根拠を伺う。本道農業は我が国の食と地域を支える重要な基幹産業であるが、「日米貿易協定の合意に伴う影響資産」の受け止め方を伺う。

(A2) (農政部長) 本道の農業・農村は、我が国最大の食糧供給地域として発展し、地域経済・社会を支える重要な役割を担っており、新技術の開発・普及や国内外への市場開拓など、積極的な取組を通じ、更に発展する大きな可能性を有している。協定による影響を継続的に把握し、必要な対策を国に求めながら、生産基盤の整備や多様な担い手の育成・確保、スマート農業の推進や輸出の拡大など、生産力と競争力の一層の強化に取り組んでまいる。

Q 2. 食品ロス削減対策について

高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化により食生活や国内市場の構造が変化している現状を踏まえ、消費者視点を重視した対策が必要と考える。

また、食料資源の循環の観点から、流通現場における納入期限や販売期限に関する運用ルールの見直しや、フードバンク活動の普及促進や支援、消費者に対する啓発の推進など、食品ロス削減国民運動の周知や徹底を図ることが必要である。

食品ロス削減推進法に対する認識と道が策定する推進計画の基本的な考え方や進め方を伺う。

- A 2. 食品ロスの削減は、SDGsの目標達成や食育の推進に向けて重要かつ着実に取り組むべき課題である。国が検討中である基本方針を踏まえ、食育の推進や「どさんこ愛食食べきり運動」などを柱にし、関係機関・団体・有識者や道民の皆様の意見を伺いながら、実効性のある推進計画を策定してまいる。

Q 3. CSF（豚コレラ）対策について

(Q1) 侵入防止対策について

昨年9月岐阜県の養豚場で26年ぶりに発生して以来、感染被害が拡大し、49例目の発生が山梨県で確認

された。今月「農林水産省の防疫対策本部」が開催されたが、酪農や畜産を基幹産業とする本道としては、どう危機感を持って対応するのか伺う。

- (A1) CSFなどの海外悪性伝染病は発生すると、経済に大きな影響を及ぼすことから、侵入防止は極めて重要である。速やかに「北海道豚コロナ危機管理検討会」を開催し、農場における衛生対策の徹底など本病の侵入防止に向けた取組みの強化を図った。

今後とも、酪農・畜産が持続的に発展をしていけるよう、国や市町村、関係団体と十分に連携を図りながら、危機管理体制を強化し、海外悪性伝染病の道内への侵入防止に万全を期してまいる。

(Q2) ワクチン接種による輸出入への影響について

国は完成拡大を抑制するため、予防的ワクチン接種を始めているが、これは「非清浄国」と認定されると同時に、他の「非清浄国」からの輸入を拒めなくなる。つまり、安価な豚肉が流入する可能性は否定できず、市場価格の下落や道産豚肉の輸出などの影響が憂慮されるが見解を伺う。

- (A2) (農政部長) ワクチン接種に伴う道産豚肉影響に関して、引き続き、市場価格の動向や国による輸出相手国との交渉状況を注視し、関係機関・団体と連携しながら、養豚の生産基盤の強化や、道産豚肉の販路拡大など積極的に取り組んでまいる。

Q 4. サンマの記録的不漁への対策について

今年10月現在の水揚げ量は、前年同期比79%減の2万トンで、水産省も「過去最低を記録する可能性がある」と発表した。サンマ魚群を求め、波のうねりが大きい公海に出漁を余儀なくされたサンマ漁船が転覆する事故も発生した。サンマの記録的不漁の影響を受けている漁業者や関連加工業者への対策と、気候変動などに起因するサンマの漁場形態の変化に伴う漁獲量の減少への今後の対応を伺う。

- A 4. 漁業団体と連携し、漁業共済などの活用促進や漁業近代化資金の償還延長の取組、本庁や各振興局に相談窓口を設置など、きめ細やかに対応している。

また、代替漁業としてマイワシの試験操業の実施、国の事業を活用した漁船の大型化や省エネ化により、安全性の向上に努めるなどの対策に取り組んでまいる。

Q 5. サケやホタテなどの輸出拡大の取り組みについて

現在「第Ⅱ期・北海道食の輸出拡大戦略」に取り組んでいるが、主要輸出水産物のサケやホタテは近年の不漁で苦戦を強いられている。

今般の国際貿易の自由化や燃油価格の高騰、漁船の高性能化に伴う建造費の高騰など、漁業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、輸出拡大を軸とする市場戦略を充実させるためにも、安定的な漁獲量の確保、HACCP（ハサップ）の認定取得の促進、海外需要の拡大など環境整備の対策が必要であると考えが

所見を伺う。

A 5. (水産林務部長) 輸出の安定と拡大を図るためには、主要品目の秋サケやホタテの安定的な生産や相手国が求める衛生管理基準の取得促進など、輸出環境の整備が重要であるため、サケ稚魚の生残に適した時期の放流やホタテの養殖管理技術の改善による生産回復に取り組むとともに、HACCP(ハサップ)や水産エコラベルの取得、衛生管理型漁港の整備などを進めているところ。

今後とも、生産者団体などと連携し主要輸出国の中国等における、サケやホタテの加工製品のPRや航空機による活ホタテの輸出促進、マイワシのシンガポール向け高鮮度冷凍での輸出試験の実施など、相手国や品目毎のきめ細やかな輸出拡大策に取り組んでまいります。

Q 6. 林業の担い手対策について

少子高齢化や若者の都市部集中、職業の安定志向などにより、一次産業の担い手不足が深刻になっている。特に林業は、専門的な知識や技術が必要な上、作業が重労働などの理由から、担い手不足が今後も続く懸念がある。

道では、林産業の担い手を育成するため、来年4月の「道立北の森づくり専門学校」開校を目指して準備を進めているが、入学予定学生への道内就職促進に向けての方策と、機械設備の導入支援や生産力・競争力を高める技術の普及や経済安定対策など、安定して就業できる環境づくりの取組を伺う。

A 6. (水産林務部長) 道内外の入学者に対し、地域や業界団体との連携のもと、全道各地での実践的な学習やインターンシップを実施し、企業情報の提供や就業の意向確認を行い、企業等とのマッチングを図るなど、卒業生の道内への就職と定着に取り組んでまいります。

また、就労環境づくりに向け、キャリアアップへの研修の充実や、生産性の向上や作業負担の軽減を図るため、ICT等の新たな技術を活用するスマート林業の促進、高性能林業機械の導入、農業等との組合せによる通年雇用化など、林業従事者が安心して現場で働けるよう取り組んでまいります。

7. 幌延深地層研究計画について

Q 1. 延長計画案に対する認識について

日本原子力研究開発機構は、研究内容の困難さを踏まえ、20年の年月と巨額な公費をかけ計画したが、目標が達成できず、計画の延長を求めてきているが、その理由を国民・道民が納得できる形で提案すべきである。

5回の確認会議での道民の疑問や不満の声を真摯に受け止め、計画延長ではなく終了し埋め戻すべきと考えるが知事の所見を伺う。

A 1. (経済部長) 確認会議で、延長理由、研究期間、三者協定の整合など精査してきたところ。今後の対応の判断にあたり、道民説明会を通じ、道民の声を十分に踏まえ対応していく考え。

Q 2. 今後の対応について

明確な延長理由が示されない中で計画案を容認すると、今後その終了期間を迎えるたびに延長が行えるという既成事実が作られる懸念がある。知事の認識や機構側との交渉に臨むスタンスを伺う。

A 2. 確認会議において令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了の確認を進め、研究終了後は埋め戻すことを確認した。道民の不安な声に対し、原子力機構幹部に直接会い、研究期間の考え方、最終処分場にしないことなど三者協定の遵守を改めて確認することが必要と考えており、その上で、道議会での議論や地元幌延町の意向を踏まえ、対応を適切に判断してまいります。

8. 観光施策について

Q 1. IRについて

(Q1) 誘致見送りの経過と理由について

この度、区域認定の申請を見送ると表明したが、その経過と理由を伺う。

(A1)今回、区域認定までの限られた期間の中で自然豊かな候補地において、環境への適切な配慮を行うことは不可能と判断したため見送った。自然と共生する北海道のIRには大きな期待もあるため、来るべき時には誘致に挑戦できるよう所要の準備を進めていく考え。

(Q2)候補地について

時期に向けては、苫小牧市への誘致を継続するのか、誘致に名乗りをあげた釧路市や留寿都村や他地域を含めて検討するのか伺う。

(A2)現候補地の苫小牧市植苗地区は、北海道らしい自然共生型のIRが整備できる可能性を有する場所であるが、同時に、希少動植物の保護や水質保全など、環境への影響に十分配慮しなければならない課題もある。

時期に向けては、現候補地を基本に検討し、あらゆる角度からIR整備の可能性を追求していくことが必要であると考え。

(Q3)判断について

判断に至るまでの、住民理解を得る取組、庁内全体や観光審議会での議論など、全てにおいて準備不足が露呈した。知事の言う「道民目線」とは、道民の声を真摯に聞く姿勢なのか、道民のためになると思ったことは、独自の判断で決めてしまうことなのか伺う。

(A3)常に幅広い方々の意見を伺いながら、考え方を整理し、本道の将来に何が大切かを見極めるという基本姿勢のもと熟慮に熟慮を重ね判断したもの。

Q2. 北海道観光について

インバウンド500万人を達成するためには、「成長市場」「欧米市場」への更なる開拓、「成熟市場」への旅行需要再喚起が必要不可欠である。このような情勢を踏まえた対応と緊急対策の進捗状況と目標達成への意気込みを伺う。

A2. 昨年度の外国人来道者数は312万人で過去最高を記録したが、観光産業は、外交などの外部要因に影響されやすいと認識している。

このため、道では「インバウンド加速化プロジェクト」に基づく取組に加え、成熟市場に向け旅行会社を招へいし、地域の観光コンテンツの紹介、中国内陸部など成長市場の更なる開拓、欧米市場に向けアドベンチャー旅行など、新たな観光コンテンツの組成やPRを進めているところ。

また、韓国へは「秋の北海道キャンペーン」に取組み、前年同期比で約3割増となっている。

今後とも、外国人来道者数500万人の目標に向け、市場ごとの特性に応じた効果的な誘客に取り組んでまいります。

Q3. オーバーツーリズムについて

外国人観光客の増加に伴い、訪日客のゴミ問題や地域住民とのトラブルや地域交通への支障や事故など、オーバーツーリズムがもたらす様々な問題が浮上している。現状把握や今後の取り組みを伺う。

A3. 観光振興機構などと連携し、外国人観光客向けのマナーガイドの配布やウェブでの情報発信、多言語の看板設置への支援を実施。

今後とも、これらの取組を推進しながら、外国人観光客への注意喚起、道民への観光客がリーディング産業として地域経済に果たす役割の啓発に努め、地域社会と観光客との良好な関係のもと、持続可能な観光振興を図ってまいります。

Q4. 法定外目的税について

観光振興税の概要で、税の用途や課税対象、税率、200円の定額制が検討されているが、既に定率制や入浴税を徴収する町・施設などは三重課税となる問題点が考えられる。他の宿泊税導入を検討している市町村との調整の進捗状況と今後のスケジュールについて伺う。

A4. 宿泊税等の検討を行っている市町村から、様々な考え方や意見が寄せられていることから、「観光振興

税(仮称)」の具体的なイメージを先日晒したところ。このイメージを基に、市町村との調整を進め、具体的な制度設計に向け、観光関係者や学識経験者、市長会・町村会など幅広い方々から意見を伺う場を早急に設置する考え。

9. 北方領土に問題について

- Q. 北方四島における共同経済活動の試行的事業として実施された「観光」パイロットツアーは参加者からは良好な感想が述べられていたが、ビザなし渡航の拡大の懸念や、ロシア化が進む現状への認識など、今後の北方領土返還運動への警鐘を鳴らす意見も出ている。このツアーの成果と今後の取組を伺う。
- A. 参加者は、北方領土問題への理解を深める貴重な機会となり、地元関係者には、観光PRや隣接地域を周知する機会となり、6月の日露首脳会談での合意が着実に実施された成果のあるツアーとなったと受け止めている。今後も、外交交渉の進展を強く期待し、一日も早い北方領土の返還に向け、政府の外交交渉を後押しする最大限の取組を行う。

10. 人権政策について

- Q. 今後、「北海道人権施策推進基本方針」をいつまでにどのように見直していくのか伺う。
- A. (観光生活部長) 社会情勢の変化などにより、課題の捉え方や施策の内容などの一部に「基本方針」との相違が見られる。今後、現在の各種施策の進捗状況が、現方針の各分野ごとの人権施策の推進方向などと整合しているか、年内を目途に分析を進め、その結果を踏まえ必要な対応や手順を検討してまいる。

11. プラスチック・スマートについて

- Q. 海の生態系の大きな影響を及ぼす海洋プラスチックごみ問題は、6月のG20でも注目を集めた。先日、知事から「プラスチックとの賢い付き合い方」のメッセージが発信されたが、道民一人ひとりへの意識醸成の図り方を伺う。
- また、分別方法が地域や一般家庭、事業系ごみなどで異なることから、統一した仕組みづくりが必要と考える。プラスチックごみの減量化に向けての効果的な取組を伺う。
- A. 道民や事業者一人ひとりが、排出抑制を意識した行動が重要であることから、先月、具体的な行動の実践を呼び掛けた。道のHPで先進的な取組の紹介など情報発信に努めている。
- 今後も、ごみのポイ捨てや散乱防止や家庭の分別促進、廃棄物の排出抑制に貢献した事業所への表彰、農業など事業系プラスチックごみの分別を促し、新たなリサイクル技術の開発や施設整備への支援など、スリアールの推進を図り、北海道らしい循環型社会の形成に取り組んでまいる。

12. 東京オリンピック2020について

- Q. 札幌市でマラソンと競歩の開催が決定した。警備態勢の整備、選手や関係者の宿泊先の調整、ボランティアの確保など運営面の準備が急がれるが、開催に向けての課題と大会の成功に向けての体制構築への取組を伺う。
- A. 札幌市や道警察、関係団体などと緊密に連携をしながら、課題について協議を進めていく。大会の成功に向け、庁内に競技開催支援本部を設置し、競技実施への支援・協力のほか、おもてなしや機運醸成、本道の魅力発信などの取組を積極的に進めていくための体制を速やかに整備してまいる。

13. 日米共同訓練について

Q1. 訓練に対する認識について

防衛省は、来年1月から3月までの期間にオスプレイが参加する日米共同訓練を道内中心に実施すると発表した。道は国に参加自粛を要請したが、事故や安全性に関しての説明や確認がない中での共同訓練の実施や安全性について知事の認識を伺う。

- A1. 防衛大綱において「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す」とされる中、訓練活動

に伴う沖縄の負担軽減に寄与するものと受け止めているが、本道においても道民の安全・安心の確保が最重要と認識をしている。

オスプレイについては、国が昨年12月に機体の安全性の確保を評価した。今後とも、国の責任において、安全管理の徹底が図られる必要があると考える。

Q2. 今後の対応について

一昨年の訓練では、事前説明では市街地や住宅密集地の上空は飛行しないとしていたが、市街地など数カ所でオスプレイの飛行が目撃され、周辺自治体から自粛を要請した夜間飛行も実施された。今回の訓練では事前の説明があったのか。きちんとした事前説明があり履行されるべきであるが、それが守られず、安全性も確認できなければ、オスプレイ参加の訓練には明確に反対すべきである。今後の対応を伺う。

A2. 本道において訓練が行われる場合は、道民の生活に不安や支障を与えることがないように、国による十分な説明、安全管理の徹底、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期することが重要と考える。

今後、具体的な日程や場所、規模等が公表された場合は、速やかに関係する市町村と緊密に連携をしながら、国に対し十分な説明や安全確保に関する要請を行う考え。

14. 教育課題について

Q1. 大学入学共通テストについて

英語民間試験の活用が2024年まで延期になったが、この試験は、受験生に対する地域格差や経済格差などの問題があり、中止にすべきである。また、2020年度から実施される国語や数学における記述試験も、採点にはアルバイトを含む民間業者に頼らざるを得ないことに、多くの疑問の声が上がっており、中止にすべきと考える。知事及び教育庁の見解を伺う。

A1. (知事) 受験生が、安心して試験に臨むことが重要であると考えており、均等な受験機会や採点の正確性などが確保されるよう、必要に応じ、全国知事会とも連携し、国に要請してまいりたいと考える。

(教育長) 英語民間試験の活用は、国では、令和6年度実施の大学入学者選抜に向け、生徒が安心して受験できる仕組みを、今後1年を目途に検討し結論を得ることと承知している。また、国語及び数学の記述式問題については、国や大学において、円滑な実施に向けて、速やかに具体的な対応を示していただきたいと考えている。

道教委として、子どもたちや保護者に不安が生じないように実施されることが重要と考えており、国や大学の動向をきめ細かく収集し、受験生が安心して受験できる実施体制となるよう国に要請してまいる。

Q2. 教育職員の変形労働時間制について

「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今国会で改正案が成立すると、各自治体の判断で2021年度から「1年単位の変形労働時間制」を適用できるようになる。

制度変更は、あくまでも業務の長時間化など深刻な状態にある教師の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるよう、学校における働き方改革を推進させるための総合的な方策の一環として講じられるものであり、教職員の時間外労働の縮減に向けた措置と考えるが、知事及び教育庁の現段階での所見を伺う。

A2. (知事) 教員の方々の長時間労働の削減が喫緊の課題となっている中、学校における働き方改革に関する総合的な方策の一環として議論されていると承知している。教員の方々が、心身ともに健康で、子どもたちの指導に専念できる環境づくりが大変重要と考え、授業改善や教材研究などに十分時間を取り、本道の未来を担う未来の子どもたちに、質の高い教育を提供できるよう教育環境の充実に取り組んでまいる。

(教育長) 一年単位の変形労働時間制は、子どもたちが登校し授業のある課業期間と授業のない長期休業期間とでは、教員の業務量に差があることから、一定間のまとまった休日の確保が可能となり、休日の増加による教員のゆとりの創造と年間を通した勤務の総時間の縮減につながる学校における働き方改革を推

進するための方策の一つとして有効と考える。

道教委としては、日々の教員の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を進めつつ、働きやすい職場環境の整備に向けて、実用性の高い働き方改革を進めてまいる。

Q 3. 大学生等の地方定着について

国は、地方公共団体と経済界等が協議・連携し、奨学金返還を支援するための基金を造成し、若者の地方定着を促進する通達を発しその努力を求めている。しかし北海道を含め15県は未実施である。道としての制度の構築と現在の検討内容について伺う。

A 3. 奨学金返還支援等に関して、関係部局による庁内会議を設置し、他府県の先行事例や各部局の若者の地元定着に向けた取組についての情報交換を行うとともに、経済団体から意見を伺うなどして検討を行っているところ。

その中で、札幌圏への人口集中の懸念や企業の就業環境改善等の取組を優先すべきといった意見があり、また、既に実施している他県においては申請者数の伸び悩みなど、様々な課題がみられる。このため、現在、国が進めている効果検証等を注視し、地域の中小企業の魅力を伝える説明会や職場体験の実施、道外大学の就職担当者に道内企業を紹介する説明会の開催など、市町村と連携しながら、各般の施策を展開してまいる。

1 5. 交通事故の防止について

Q. 本道の本年の交通事故死者数は、昨年比12人増の138人であり、全国ワースト3位となっている。特に65才以上の高齢者の死亡者の割合は確実に高くなっており、昨年は死亡者の56%を占めており懸念されている。また、訪日外国人によるレンタカー事故も増えている。こうした課題を踏まえ、交通事故防止に向けての対応を伺う。

A. (知事) 道内の交通事故の件数は減少傾向にある一方で、今年度の死者数は、昨年よりも増加しており、高齢者の割合が年々高まっているほか、インバウンドの増加に伴い、外国人ドライバーによる死亡事故の発生も見られる。

高齢者の事故防止には、反射材や安全運転サポート車の普及促進など、高齢者の安全確保を重点とした交通安全運動を推進してまいる。また、外国人ドライバーに対しては、道の動画サイト「Hokkai(ほっかい)・Do(どう)・画(が)」を活用した注意喚起やレンタカー会社等と協力をした啓発活動に取り組むなど、道警察や関係機関と緊密に連携をし、交通事故のない安全で安心な北海道の実現に努めてまいる。

(警察本部長) 道内の交通事故死者数は、平成14年以来、17年振りに全国最多になりかねない危機的な状況にある。これからの時期は、薄暮時間帯の歩行者が被害の事故、路面のスリップ事故などの発生が懸念される。

道警察では、薄暮時間帯の交通指導取締り、制服警官やパトカーによる見せる警戒活動・団体等との、合同街頭活動を更に強化し、緊密に連携しながら、交通死亡事故防止対策を推進してまいる。